

第1部 世界に開かれた平和・人権のまちをつくる

第1部 第1 国際化の推進

I 基本的な考え方

● これまでの取り組みと課題

外国籍市民が暮らしやすいまちづくりは、同時にあらゆる市民にとって暮らしやすいまちとの視点に立って、さまざまな施策を展開してきました。地域からの国際化をめざし、市民自らが国際交流の担い手となり、国際化に対する意識を高める取り組みでは、平成8年に財団法人化された三鷹国際交流協会が中心となり、国際交流事業、多文化理解に関する事業、外国籍市民が安全で安心して日常生活を送れるように支援する事業を行ってきました。外国籍市民に対する情報提供の面では、相談事業、ホームページを含む広報の充実を図ってきました。昨今のインターネットの急速な普及に伴い、情報収集、情報発信が容易にできる時代にあつては、大量の情報をいかに選別し、適切で正確な情報発信ができるかが今後の課題といえます。

● 施策の方向

市における外国人登録者数は、3,000人前後で推移しているものの、世界中の人々がインターネット等を通じて相互に交流ができる現代にあつては、国際化は今後ますます進んでいくと考えられます。このような世界的な大きな流れを理解し、地球規模で物事を考えていくための啓発講座等は引き続き実施していくとともに、一方で、地域で暮らし、活動している外国籍市民の日常生活面でのサポートをしていくことも、今後は必要性を増してくると考えられます。そのために多言語による情報発信、災害時・緊急時における情報提供、外国籍市民からの意見・提案等の施策への反映などを、地域に根差した国際化の一環としてとらえ、(財)三鷹国際交流協会を始めとする市内の関連団体と連携を図りながら取り組みを進めます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
英語版ホームページのアクセス件数	34,677件	40,000件	45,000件	50,000件

平成13年11月に開設した英語版ホームページは、平成15年9月に新着情報として毎月発行の英語版広報紙 Mitaka City News の内容掲載を開始し、平成21年3月にはリニューアルを行い、新たに中国語版と韓国語版ホームページを開設しました。今後もさらなる内容の充実やウェブアクセシビリティ(注1)の向上を図り、生活に役立つ情報を提供して外国籍市民等の三鷹での生活を支援していきます。

(注1)ウェブアクセシビリティ: Webを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できることです。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
通訳・翻訳ボランティア登録者数	142人	150人	160人	170人

外国籍市民等(注2)が、日本語の理解に支障があるという理由で市の行政サービス等を受けにくい状況を減らすために、ボランティアによる通訳・翻訳サービスの提供を通じて支援を行います。緊急時や多言語でのサポートに対応できる人財の確保を図るため、ボランティアの登録者数の向上をめざします。

(注2)この計画中における「外国籍市民等」は、外国籍の市民のほか、帰国児童・生徒など日本国籍を有していても言語や文化の違いによりコミュニケーションがとりづらい市民も広く含めた表現です。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

- 市民、事業者・関係団体等の役割
 - ・ 市民は、講座やイベント等を通じて、国際化や多文化共生についての理解を深めます。
 - ・ 事業者は、外国籍市民や海外からの観光客等にとってわかりやすい情報提供等に努めます。
 - ・ 事業者・関係団体等は、(財)三鷹国際交流協会を中心とし、外国籍市民の日常生活面でのサポートや多文化共生理解等に関する啓発講座の開催に努めます。
- 市の役割
 - ・ 市は、外国籍市民が日常生活を送る上で必要な情報提供に努めます。
 - ・ 市は、災害・緊急時に外国籍市民が安全で安心して暮らせるような情報提供及び関連団体等との連携強化に努めます。
 - ・ 市は、外国籍市民の意見等を市の施策にできるだけ反映させるように努めます。
 - ・ 市は、(財)三鷹国際交流協会との情報共有に努め、市内の総合的な国際化の推進を図ります。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

◎:主要事業 ※:推進事業

1 外国籍市民等相談事業の実施

(1)外国籍市民等相談事業の実施	①「外国人相談事業」の実施
	②関係機関・関係団体等との連携

2 地球市民意識の醸成

(1)地球市民意識の醸成	①地球市民意識の醸成
	②国際理解推進事業の拡充
(2)国際化に対応する教育の推進	※ ①多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施 ②語学教育の充実
(3)平和教育・平和事業の充実	①平和教育・平和事業の充実 (「第1部－第2 平和・人権施策の推進」参照)

3 国際交流活動の推進

(1)国際交流活動の推進	①市民主体の国際交流事業の実施
	②地域における多文化共生活動のための活動支援(住民協議会)
	③留学生に対する支援
(2)国際交流基金の活用	①国際交流基金の活用による国際交流事業の推進
	②中学生海外派遣事業の実施

4 海外自治体等との交流の推進

(1)海外自治体等との交流の推進	①海外自治体等との連携及び国際交流の推進
------------------	----------------------

5 外国籍市民等にも暮らしやすいまちづくりの推進

(1)情報提供施策等の充実	◎ ①多言語による情報提供施策の充実
	※ ②英語版等のホームページの充実
	※ ③住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」に対する行政サービスの向上
	④窓口サービス等での情報提供の積極的推進
	⑤在日外国人高齢者・障がい者等への福祉給付金等の支援
(2)サポートネットワークづくり	◎ ①外国籍市民・児童・生徒等への支援
	◎ ②帰国児童・生徒への支援の拡充
	◎ ③通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充

(3)災害時・緊急時の対応の強化	◎ ①外国籍市民等への防災情報の提供
	◎ ②災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化
	◎ ③防災ボランティアの組織化
	◎ ④災害時・緊急時対応のための広域的な連携

6 国際化に対応する市政の展開

(1)まちづくりへの参加の促進	◎ ①みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映 ②外国籍市民等の地域活動参加への支援
(2)推進体制の整備	◎ ①(財)三鷹国際交流協会との連携強化 ②庁内推進連絡会議の実施及び関係機関等との連携の検討

V 主要事業

5-(1)-① 多言語による情報提供施策の充実(外国語版生活ガイドの発行)

外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくため、外国籍市民等に保障されている権利、行政サービス、防災情報、医療情報などが確実に提供されるよう、外国語版生活ガイドを定期的に発行するとともに、使用言語、提供内容、提供方法等について検討し、充実を図ります。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
多言語による情報提供施策の充実(外国語版生活ガイドの発行)	更新・発行			発行		発行 (平成30年)	

5-(2)-① 外国籍市民・児童・生徒等への支援

5-(2)-② 帰国児童・生徒への支援の拡充

5-(2)-③ 通訳・翻訳ボランティアサービス制度の拡充

外国籍市民・児童・生徒や帰国児童等が、日常生活や学校生活を送る上で言語による支障をきたさないよう、(財)三鷹国際交流協会及び教育委員会と協力し、日本語学習及び教科学習の支援を推進するとともに、大学等と連携した外国籍市民等の支援の取り組みを検討します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
外国籍市民・児童・生徒等への支援	実施	実施					

5-(3)-① 外国籍市民等への防災情報の提供

5-(3)-② 災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化

5-(3)-③ 防災ボランティアの組織化

5-(3)-④ 災害時・緊急時対応のための広域的な連携

平成16年1月に市と(財)三鷹国際交流協会の間で締結した防災パートナーシップ協定に基づき、災害等発生時における外国籍市民等の安全と安心を確保するため、国際交流センターの防災拠点としての機能強化と、通訳・翻訳ボランティアの組織化を図ります。また、防災ボランティアの災害時等の対応に向けた訓練等への参加を推進します。

	計画期間(平成34年)の目標	前期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
災害時・緊急時における(財)三鷹国際交流協会の情報拠点化	実施	実施					

6-(1)-① みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映

市の国際化についてのさまざまな課題と解決策について、外国籍市民等が話し合い、市政に反映させていく仕組みとして、みたか国際化円卓会議を開催し、多文化理解を進めながら、地域からの国際化に取り組みます。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
みたか国際化円卓会議の開催と市政への反映	充実	充実					→

6-(2)-① (財)三鷹国際交流協会との連携強化

財団法人三鷹国際交流協会は、平成 24 年度に公益財団法人へ移行します。その趣旨と目的に沿い、市内外国籍市民等の生活・教育支援及び災害時・緊急時支援など、市の関係部署と連携を図りながら事業の推進を図ります。

	計画期間(平成 34 年)の目標	前 期				中期(27~30)	後期(31~34)
		23	24	25	26		
(財)三鷹国際交流協会との連携強化	連携強化	推進					→

VI 推進事業

2-(2)-① 多文化理解教育(国際理解教育を含む)の実施

児童・生徒に自国の文化と外国の文化双方を理解させるとともに、外国籍児童・生徒等の背景にある文化を学び合う視点も取り入れ、コミュニケーション能力の育成を図るため、学校教育における多文化理解教育を拡充します。

5-(1)-② 英語版等のホームページの充実

外国籍市民等が暮らしやすいまちにしていくため、ウェブアクセシビリティに配慮した英語版等のホームページの充実を図ります。また、英語版広報紙(Mitaka City News)の紙面充実に努めます。

5-(1)-③ 住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」に対する行政サービスの向上

平成 24 年 7 月(予定)の住民基本台帳法等の一部改正により「外国人住民」も日本人と同様に住民基本台帳の適用対象となるため、円滑な移行並びに各種行政サービスの手続き等の簡素化及び利便性の向上に向けた取り組みを進めます。

VII 関連個別計画